

香川県立図書館対面朗読サービス実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、視覚障害者等に対する対面朗読サービス（以下「対面朗読」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(内容等)

第2条 対面朗読は、視覚障害等のため自力で資料を読むことが困難な者に対し、朗読奉仕者が資料の朗読を行うものとする。

2 前項の朗読奉仕者は、香川県立図書館対面朗読ボランティアとして登録を受けた者とする。
(朗読資料)

第3条 朗読資料は、原則として香川県立図書館所蔵資料のうち、点字資料及びAV資料以外の資料（以下「墨字資料」という。）とする。

2 館長は、必要があると認めるときは、他の図書館等との相互貸借により借受けができる墨字資料についても、朗読資料とすることができる。

(利用時間等)

第4条 対面朗読の実施時間は、開館日の午前9時から午後5時までとし、1回の朗読時間は2時間以内とする。

2 対面朗読の実施場所は、原則として香川県立図書館の研修室とする。

(申込)

第5条 対面朗読を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、希望日の1週間前までに対面朗読申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは利用者に代わって申込書を作成することができる。

(決定)

第6条 館長は、申込書の提出があったときは、希望日時等の条件を考慮し、朗読奉仕者、日時等を決定するものとする。

2 館長は、前項の決定をしたときは、利用者に対面朗読決定通知書（第2号様式）を、朗読奉仕者には対面朗読依頼書（第3号様式）を送付する。

(電子情報処理組織を使用して行う手続きの特例)

第7条 第5条の規定による申請又は届出については、電子情報処理組織（教育委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請又は届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる申請又は届出については、香川県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年教育委員会規則第25号）の規程の例による。

附 則

1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。

2 香川県立図書館対面朗読サービス実施要領（平成7年9月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。